

性の多様性に関する企業等向け研修企画運営業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に向けて取り組む中、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。

本業務は、性のあり方にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会の実現に向けて、県内企業等向けの研修を実施することで、県内企業等における理解・取組を促進することを目的とします。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「地域未来交付金」を活用し、実施するものです。

2 業務名

「性の多様性に関する企業等向け研修企画運営業務」

3 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務の内容

(1) 趣旨

県内の中小・小規模企業等を主な対象として、多様な性のあり方に関する計2回の連続型講座を実施する。

性の多様性に関する理解を深めるとともに、企業等のより実践的な取組を促進する講座を行うものとする。

(2) 連続型講座の概要

下記のとおり、計2回の連続型講座を実施するものとする。

- ・対象者：県内企業における人事担当者、ダイバーシティ推進者のほか一般社員、行政職員、大学のキャリアセンター等の教育関係者等
- ・開催時期：9月～2月の間
- ・開催日数（時間）：2回（各回2時間程度）
※計2回の連続型講座であるが、各回のみでの参加も可能とする。
- ・R6県作成の基礎知識動画（20分程度）の事前視聴を前提とすること。
県民向け動画（約13分）<https://youtu.be/wAKBOPJBmeY>
企業向け動画（約19分）https://youtu.be/WKB00h2_9dI
- ・どちらかの回において、性の多様性に関する企業の取組紹介を行うこと。
- ・提案の際には、国や自社の調査・結果などに基づき行うことが望ましい。

【第1回】～講演を中心に、性の多様性に関する深い理解を促す～

- ① 募集人数 30名以上
- ② 開催方法 会場オンライン併用もしくはオンラインのみでの開催
- ③ 内容
働く場における性の多様性の理解を深める内容とし、以下を含むものとする。
 - ・働く場における当事者の困りごとに関すること

- ・ SOGI ハラスメント等に関すること
- ・ 講演を踏まえた参加者同士の意見交流

【第2回】～企業等向けに、より実践的・具体的な研修を行う～

第1回の内容を踏まえ、企業等の取組を促進する実践的なものとする。

- ・ 募集人数・開催方法・内容について提案すること。

(3) 共通事項

① 研修内容の企画・調整等

- ・ 研修の運営企画は上記を基本とする。
(これをもとに、県と受託業者間で必要な調整・変更を加えていくものとする)
- ・ 講師は、性の多様性に関する三重県の取組や実情を熟知しており、研修実績のある適切な者を選定することとし、講師と協議のうえ、研修の実施に必要な運営企画・調整等を行う。
- ・ 報償費・旅費・食糧費等講師にかかる一切の費用は受託者が負担する。

② 参加者の募集等

- ・ 実施にあたっては、募集チラシ2000枚の作成・配布、SNS等WEB媒体等を活用し、県内企業に広く周知を行い、参加者の確保に努める。
- ・ 計2回の講座は、原則まとめて1枚のチラシで周知を行う。
なお、周知方法については提案すること。
- ・ 参加申込方法は、参加者の利便性を考慮の上、事前に県と協議して決定する。

③ 研修の実施・運営

- ・ 研修当日の司会および進行補助等の一切の人員を受託者において手配する。
- ・ 県及び講師と協議のうえ、研修開催にかかる資料およびアンケート等一式を受託者において準備する。
- ・ 研修実施日までに、テキスト・資料電子データを県に提出する。
- ・ オンライン開催の体制、設備、環境等を準備する。
- ・ 希望に応じて手話通訳もしくは要約筆記を実施する。
- ・ みえにじいろスタートブックを活用する。
- ・ その他、参加者の受付、案内、準備、当日運営等、研修実施に係る一切を行うものとし、必要な経費はすべて受託経費に含める。

(4) その他の提案

(2) 以外に、事業に追加することで高い効果が得られると期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 著作物の利用及び著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものと

します。

- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。
- (6) 見積もりには、委託業務に必要な費用の一切を含めることとします。

6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (4) 上記資料に関する電子データ一式（USBメモリ、CD-R等）

8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守してください。なお、個人情報保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。